

適時開示に係る宣誓書

平成17年2月24日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 鶴島琢夫 殿

本店所在地 東京都立川市泉町5-841番地  
会社名 立飛企業株式会社印  
代表者名の 代表取締役社長  
役職 高橋 晴夫  
氏名(署名) 

立飛企業株式会社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について  
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成17年2月24日

会社名 立飛企業株式会社  
(コード番号 8821 東証第2部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社の情報開示に関する基本的な考えは、株主及び投資家等の利害関係者に対し、当グループに関する重要な情報（経営関連情報・財務情報）の公正かつ適時・適切な開示を行うことと考えております。

重要な経営関連情報等については、当社担当役員及び子会社の担当役員、各社幹部職員が、原則として毎週開催される「常勤役員会」や毎月開催される「経営協議会」のなかで報告・協議し、徹底したコンプライアンス重視の企業体質を確立するよう審議する体制となっております。

また、財務情報については、子会社の情報所管部署から、月次・四半期・中間期・決算期毎に各財務情報を財務情報集約部署に報告する体制をとっており、財務情報集約部署では、自社も含めその内容について精査・審議しております。

事務局では、これ等の情報に基き開示事項については、東証の適時開示規則に定める開示項目に該当する事項か原案を確認・決定を行っており、これを取締役に報告し、承認を受け情報開示を行っております。

なお、緊急を要する「発生事実」に関する開示項目については、代表取締役社長又は情報取扱責任者の判断により速やかな情報開示を行うこととしております。

ただし、事後、取締役会に報告することとしております。

# 会社情報に係る社内体制

